

厚生年金の新制度についてよくある質問

令和4年10月より、常時5人以上の従業員を雇用している土業の個人事業所は社会保険への加入が必要となります。引き続き税理士国保へ加入するためには10月1日から14日以内に「健康保険被保険者適用除外承認申請書」を管轄の年金事務所へ提出して、健康保険(協会けんぽ)の適用を除外する必要があります。既に手続きについてのお問い合わせも多数いただいておりますので、よくある質問を一覧にまとめました。手続きの前には是非ご一読ください。

Q1. 「常時5人以上」の従業員の範囲とは

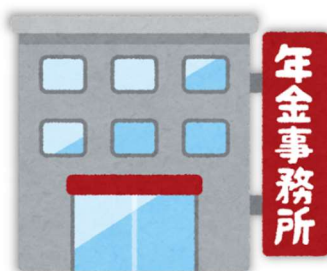
A. 週の所定労働時間および月の労働日数が、**正社員の3/4以上の従業員(年齢を問わず)**のことをいい、パートやアルバイトの方も含まれます。家族専従者は除きますが、就労実態等により従業員数に含まれる場合もあります。(詳しくはお近くの年金事務所へお問い合わせください)

Q2. 提出書類は「適用除外承認申請書」だけでよいのか

A. 組合に提出が必要な書類は**適用除外承認申請書のみ**ですが、年金事務所には加えて**新規適用届出(事業所の適用届出)**および**被保険者資格取得届出(従業員の加入届出)**が必要となります。

Q3. 申請手続きはどのように進めたらよいのか

- A. ①組合へ**適用除外承認申請書**を提出(10月1日に年金事務所へ提出できるよう、9月中にご送付ください)
- ②組合にて**承認印**を押印のうえ、事業所へ返送
- ③事業所より管轄の**年金事務所へ提出**(原則14日以内)
- ④後日、年金事務所より**承認証**が事業所へ送付
- ⑤上記④の**承認証**を組合宛てにFAX(または写しを郵送)



Q4. 70歳以上の従業員も手続きが必要なのか

A. 70歳以上の従業員についても3/4の要件(Q1参照)を満たす場合は手続きが必要です。その場合は**70歳以上被用者該当届、適用除外承認申請書**の提出が必要となります。(70歳以上被用者該当届は年金事務所へ提出)

Q5. 現在従業員5人で協会けんぽに加入をしているが、 税理士国保組合に加入できるのか

A. 加入できます。ただし**令和4年10月1日以降は加入ができません**。また、従業員5人で現在市町村国保に加入している個人事務所についても、10月1日以降は加入できなくなりますのでご注意ください。

Q6. 2つ以上の会社で勤務している場合はどうしたらよいのか

A. 組合に加入できるかどうかはそれぞれの会社での勤務実態をもって年金事務所が判断しますので、詳しくはお近くの年金事務所へお問い合わせのうえご相談ください。

Q7. 個人事務所以外にも法人の会社に在籍しているが、 組合に残ることはできるのか

A. 健康保険が国民健康保険と協会けんぽの2つに分かれてしまうため、原則それぞれで加入することはできません。法人の強制適用が優先され、協会けんぽへ加入することとなります。ただし、法人での就労実態等によりその限りではない場合もありますので、詳しくはお近くの年金事務所へお問い合わせのうえご相談ください。

手続きをしないと組合に残ることができなくなって
しまう場合もありますので、事前にご確認ください！

